

被扶養者の所得の考え方

被扶養者を控除対象として申告できる条件として、**年間の合計所得金額が定められた範囲内にある**必要があります。

(以下、「給与と所得者の基礎控除申告書 兼 給与と所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」を「配偶者控除等申告書」と表記)

親族等の種別	控除親族区分	申告書に記載できる所得要件	申告書種別
配偶者 (下表参照)	源泉控除 対象配偶者	あなた(申告者)の年間合計所得金額 ≤ 900 万円 かつ 配偶者の年間合計所得金額 ≤ 95 万円	扶養控除等申告書 配偶者控除等申告書
	上記以外の 控除対象	「あなた(申告者の年間合計所得金額 ≤ 1,000 万円 かつ 95 万円 < 配偶者の年間合計所得金額 ≤ 133 万円」 又は 「あなた(900 万円 < 申告者の年間合計所得金額 ≤ 1,000 万円 かつ配偶者の年間合計所得金額 ≤ 95 万円)」	配偶者控除等申告書
配偶者以外 (16 歳以上)	控除対象 扶養親族	当該扶養親族の年間合計所得金額 ≤ 48 万円	扶養控除等申告書
※「年間合計所得金額」= 1月から12月までの1年間にける合計所得金額 ※「合計所得金額」= (1)給与所得 + (2)事業所得 + (3)雑所得 + (4)配当所得 + (5)不動産所得+(6)退職所得 + (7)その他の所得			

あなた(申告者)の 本年中の合計所得金額	配偶者の本年中の合計所得金額			
	48 万円以下 (103 万円以下)	48 万円超 95 万円以下 (103 万円超-150 万円以下)	95 万円超 133 万円以下	133 万円超
900 万円以下 (1,095 万円以下)	配偶者控除	配偶者特別控除	配偶者特別控除	×
900 万円超 950 万円以下 (1,095 万円超-1,145 万円以下)	配偶者控除	配偶者特別控除	配偶者特別控除	×
950 万円超 1,000 万円以下 (1,145 万円超-1,195 万円以下)	配偶者控除	配偶者特別控除	配偶者特別控除	×
1,000 万円超 (1,195 万円超)	×	×	×	×
※ 源泉控除対象配偶者 ⇒「給与と所得者の扶養控除等(異動)申告書」の「A 源泉控除対象配偶者」欄へ記入 ※ ⇒「配偶者控除等申告書」へ記入 ※ () 給与所得だけの場合の給与等の収入金額				

(1) 給与所得

給与等の収入金額 (A)		給与所得金額 (C)		計算式
1 円以上	550,999 円以下	0 円		
551,000 円以上	1,030,000 円以下	1,000 円以上	480,000 円以下	(A) - 550,000 円
1,030,001 円以上	1,500,000 円以下	480,001 円以上	950,000 円以下	
1,500,001 円以上	1,618,999 円以下	950,001 円以上	1,068,999 円以下	
1,619,000 円以上	1,619,999 円以下	1,069,000 円		
1,620,000 円以上	1,621,999 円以下	1,070,000 円		
1,622,000 円以上	1,623,999 円以下	1,072,000 円		
1,624,000 円以上	1,627,999 円以下	1,074,000 円		
1,628,000 円以上	1,799,999 円以下	1,076,800 円以上	1,177,600 円以下	(A) ÷ 4(千円未満切捨て) = (B) (B) × 2.4 + 100,000 = (C)
1,800,000 円以上	2,015,999 円以下	1,180,000 円以上	1,328,400 円以下	(A) ÷ 4(千円未満切捨て) = (B)
2,016,000 円以上	3,599,999 円以下	1,331,200 円以上	2,437,200 円以下	(B) × 2.8 - 80,000 円 = (C)
3,600,000 円以上	6,599,999 円以下	2,440,000 円以上	4,836,800 円以下	(A) ÷ 4(千円未満切捨て) = (B) (B) × 3.2 - 440,000 円 = (C)
6,600,000 円以上	8,499,999 円以下	4,840,000 円以上	6,550,000 円未満	(A) × 90% - 1,100,000 円 = (C)
8,500,000 円以上	10,950,000 円以下	6,550,000 円以上	9,000,000 円以下	(A) - 1,950,000 円 = (C)
10,950,001 円以上		9,000,001 円以上		

注1: **本学以外からも給与の支払を受けている場合には、すべて合算してください。**

注2: 給与等の収入金額 (A) は、所得税課税対象収入金額の総額(税金、社会保険料等を控除される前の総支給額)です。ただし、次のような手当は非課税となるため、所得税課税対象収入金額には含めません。非課税金額等の詳細については、扶養親族の勤務先へ確認してください。

- ① 通勤手当のうち、一定金額以下のもの
- ② 転勤や出張などのための旅費のうち、通常必要と認められるもの
- ③ 宿直や日直の手当のうち、一定金額以下のもの

(2) 事業所得

農業、林業、水産養殖業、製造業、卸売業、小売業、金融業などのサービス業のほか対価を得て継続的に行う事業による所得
事業所得の金額＝総収入金額－必要経費[※] ※収入を得るために必要な売上原価、販売費・一般管理費その他の費用

(注) 家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人(家内労働者等)の事業所得及び雑所得の必要経費の額の合計額については、55万円(収入金額を限度とし、他に給与所得がある場合には、給与所得控除額を控除した残額)まで認められる特例があります。

(3) 雑所得

原稿料や印税、講演料、放送出演料、貸金の利子、生命保険契約等に基づく年金など他のいずれの所得にも該当しない所得や恩給(一時恩給を除く。)、国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金等

雑所得の金額＝イ 公的年金等に係る雑所得＋ロ 公的年金等以外の雑所得

イ 公的年金等に係る雑所得＝その年中の公的年金等の収入金額(A)－公的年金等控除額

①65歳以上の人の公的年金等控除額

その年中の公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	110万円	100万円	90万円
330万円超 410万円以下	(A)×25%＋27万5,000円	(A)×25%＋17万5,000円	(A)×25%＋7万5,000円
410万円超 770万円以下	(A)×15%＋68万5,000円	(A)×15%＋58万5,000円	(A)×15%＋48万5,000円
770万円超 1,000万円以下	(A)×5%＋145万5,000円	(A)×5%＋135万5,000円	(A)×5%＋125万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

②65歳未満の人の公的年金等控除額

その年中の公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	60万円	50万円	40万円
130万円超 410万円以下	(A)×25%＋27万5,000円	(A)×25%＋17万5,000円	(A)×25%＋7万5,000円
410万円超 770万円以下	(A)×15%＋68万5,000円	(A)×15%＋58万5,000円	(A)×15%＋48万5,000円
770万円超 1,000万円以下	(A)×5%＋145万5,000円	(A)×5%＋135万5,000円	(A)×5%＋125万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

※遺族年金、障害年金等、所得税が非課税のものを除きます。

ロ 公的年金等以外の雑所得＝総収入金額－必要経費

(注) 家内労働者等の必要経費の特例については、(2)事業所得の(注)と同様

(4) 配当所得

株主や出資者が法人から受ける剰余金や、利益の配当、剰余金の分配、投資法人からの金銭の分配、投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外のもの)及び特定受益証券発行信託の収益の分配などに係る所得

配当所得の金額＝収入金額－その元本を取得するために要した負債の利子[※]

※株式等の取得のために借り入れた負債の利子のうち、その株式等の譲渡所得等に係るものを除く

(注) 配当所得のうち、源泉分離課税とされる私募公社債等運用投資信託及び特定目的信託(社債的受益権に限る。)の収益の配分、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等については、収入金額に含まれません。

(5) 不動産所得

不動産の貸付けに伴う地代、家賃、不動産の上に存する権利の貸付け・設定に伴う地上権、永小作権、借地権などの貸付け・設定による収入、不動産の貸付けに際して受け取る権利金や頭金、更新料、名義書換料等

不動産所得の金額＝総収入金額－必要経費[※]

※貸し付けた不動産についての修繕費、損害保険料、租税公課、減価償却費、借入金利子等

(注) 借地権などの設定により一時的に受ける権利金や頭金については譲渡所得や事業所得になるものがあります。

(6) 退職所得

退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与などの所得のほか、社会保険制度等に基づく一時金などで退職所得となるもの

退職所得の金額＝(収入金額－退職所得控除額)×1/2

特定役員退職手当等に該当する場合の退職所得の金額＝収入金額－退職所得控除額

勤続年数(A)	退職所得控除額	
20年以下	40万円×(A)(80万円に満たない場合には、80万円)	障害者になったことに直接起因して退職した場合には左記の金額に100万円を加算
20年超	800万円＋70万円×((A)－20年)	

(7) その他の所得

- ① **譲渡所得**（土地、建物、機械、ゴルフ会員権、金地金、書画、骨とうなどの資産の譲渡による所得）
- ② **山林所得**（山林（所有期間 5 年超）の伐採又は譲渡による所得）
- ③ **一時所得**（賞金や懸賞当せん金、競馬・競輪の払戻金（営利を目的とする継続的行為から生じたものを除く。）、生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、遺失物拾得の報労金などによる所得）
- ④ **総合課税又は申告分離課税の対象となる利子所得**
（注）源泉分離税の対象となる利子等及び申告分離課税の対象となる特定公社債等に係る利子等のうち、確定申告しないことを選択したものは、収入金額に含まれません。
- ⑤ **申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得**
（注）確定申告をしないことを選択した配当等は、収入金額に含まれません。
- ⑥ **申告分離課税の適用を受けた一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等**
（注）源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で、確定申告をしないことを選択した所得等は、収入金額に含まれません。
- ⑦ **先物取引に係る雑所得等**